

# 福岡県公報

平成30年6月26日  
第4003号

## 目次

### 告示 (第603号 - 第610号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○「さいふごま」等の販売代金の収納の事務の委託	(文化振興課)	3
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止の届出	(介護保険課)	3
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課)	3
<b>公 告</b>		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障がい福祉課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(経営技術支援課)	5
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	5

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	6
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
<b>選挙管理委員会</b>		
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	(市町村支援課)	7
<b>公安委員会</b>		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	8
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	10
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	10
<b>雑 報</b>		
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	16
○西日本宝くじの発売	(財政課)	16
○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売	(財政課)	19

- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………20
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………20
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財政課) ……………21

**告 示**

**福岡県告示第603号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
輝国2丁目(1)	福岡市中央区輝国二丁目及び小笹四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第604号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
輝国2丁目(1)	福岡市中央区輝国二丁目及び小笹四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第605号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
輝国2丁目(1)	福岡市中央区輝国二丁目及び小笹四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第606号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

輝国2丁目(1)	福岡市中央区輝国二丁目及び小笹四丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
----------	------------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第607号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 水落
- 2 区域の所在地 福津市奴山字水落
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
福津市奴山字水落	617番	1号及び15号
	672番地先道路敷	2号及び9号
	672番	3号から8号まで
	616番地先道路敷	10号
	616番	11号から14号まで

### 福岡県告示第608号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「さいふごま」及び「こま台」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

### 福岡県告示第609号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

事務所の廃止

事務所の名称	所在地	廃止年月日
合同会社 ハートステーション	福岡市西区姪の浜2-3-11-201	平成30年5月31日

### 福岡県告示第610号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務 の種類	居宅サービス等の提供の有無
一般社団法人ハートステーション 福岡市西区姪の浜2-3-11-201	一般社団法人ハートステーション 福岡市西区姪の浜2-3-11-201	平尾 京子 昭和53年9月17日 福岡市西区横浜1-18-35 理事長	平成30年6月1日	要介護認定調査事務	無

公 告

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

平成30年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 意見を募集しなかった理由

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 規則の施行日

平成30年7月1日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) にしてつストア中間店
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目8番8号

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

#### ● にしてつストア敷地内の防火水槽について

にしてつストア敷地内に設置してある第8区第2号公設防火水槽は、昭和41年設置のものである。防火水槽の管理については毎月1回水利調査を行い、防火水槽の水漏れによる水位の変化や、鉄蓋付近のアスファルトの剥がれ、亀裂等による蓋のガタツキ、有事の際に消防車が駐車できるか障害物の有無等を確認している。現在のところ、使用についての問題等はない。

防火水槽は設置後52年経過しており古く、にしてつストアの解体建て替え工事に伴い、上記のような事が起きるのではないかと懸念している。上記のような事が起きないように留意していただき、工事中若しくは完成後、漏水等が確認された場合は、漏水前の原状復帰をお願いしたい。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ニトリ太宰府店
- (2) 所在地 太宰府市大佐野一丁目101 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 万惣朝倉店  
(2) 所在地 朝倉市一木字相割516番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県肥料取締法施行細則（昭和60年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部経営技術支援課に備え置きます。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件（平成30年2月農林水産省告示第328号）の制定に伴い当然必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を行わなかったものである。

2 規則の公布日

平成30年6月19日

公告

解散した清算法人南嘉穂土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
篠崎 繁 幸	嘉麻市千手3314番地1
大場 好 親	嘉麻市小野谷650番地
豊田 武	嘉麻市嘉穂才田1663番地2
松尾 輝 光	嘉穂郡桂川町大字内山田818番地
大塚 壽 丸	嘉麻市泉河内729番地
吉貝 武 利	嘉麻市泉河内1554番地
佐藤 邦 英	嘉麻市千手3665番地
上野 繁 雄	嘉麻市桑野3699番地1
柿坂 正 博	嘉麻市桑野3985番地1
小路 勝 幸	嘉麻市小野谷794番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市中土地改良区	平成30年6月13日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。



平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営仁保菰地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成30年6月26日から 平成30年7月25日まで	飯塚市役所

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画地区計画の変更（平成30年5月29日北九州市告示第264号）

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市坂本三丁目230番1から230番27まで、250番2、250番18、250番33から250番37まで、258番5から258番12まで、1049番1から1049番4まで、1051番3から1051番7まで、1521番1から1521番6まで及び1521番8
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
太宰府市通古賀三丁目1番14号  
ナガタ建設株式会社  
代表取締役 永田 巖悟

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市福童字西内畑478番6から478番8まで及び479番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市大善寺南一丁目24-15-301  
佐藤 健太

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町大字別所1163番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫郡那珂川町大字別所1164番地  
原田 隆昌 原田 沙織

**公告**

契約者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

- 契約の名称  
警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年5月18日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

80,033,184円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

車両燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成30年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

増田石油株式会社

(2) 住所

福岡市中央区大手門三丁目4番5号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

67,163,300円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年4月10日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第68号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年6月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

（政党以外のその他の政治団体）

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
いさやま直後援会	諫山 直	諫山 真紀	行橋市大橋1-13-13
川上なおき後援会	金丸 倍久	鳥飼 正教	飯塚市片島1-4-62
坂本かずよし後援会 未来宗像政策研究会	坂本 一可	池田 清人	宗像市徳重2-2-1
佐々木あき子後援会	佐々木明子	佐々木義次	朝倉市杷木久喜宮962-2
白石ゆうじ後援会	西住 哲雄	白石 良一	遠賀郡水巻町吉田東2-22-12
末吉たかし後援会	末吉 孝	小田 昭人	宗像市日の里5-3-89（67-204）

政治結社大日本八紘会	村上 重利	村上 重利	北九州市若松区深町1-7-61-501
田中建一後援会	田中 建一	池永富士也	行橋市西宮市3-7-6
中尾文俊後援会	山田 廣基	村上 健次	京都郡みやこ町厚川山鹿389
樋口あきじ後援会	樋口 邦雄	樋口 由治	八女市大字酒井田501-3
松崎正和後援会	松崎 正和	松崎 薫	大野城市南ヶ丘1-14-27
丸山禎之後援会	丸山 禎之	丸山 禎之	宗像市日の里5-3-89 68棟501
村上たくや後援会	村上 卓哉	城戸 章	田川市大字弓削田513-2
安河内のぶひろ後援会	安河内信宏	安河内祐子	糟屋郡志免町南里3-5-7-301
吉田達志後援会	吉住 光男	松尾 恭糺	八女市黒木町本分4502-6

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第163号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成30年6月26日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

#### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成30年9月10日（月） から同年9月19日（水） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
---------------------------------------	---	-------------------------------------

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

#### 3 受講定員

38名

#### 4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

#### 5 受講申込手続等

- 事前（電話）受付期間



平成30年8月20日（月）から同年8月22日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続を行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 その他
- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

#### 福岡県公安委員会告示第164号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成30年6月26日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成30年10月2日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成30年10月3日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成30年8月27日（月）から同年8月29日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定

員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html> で確認することができる。

### 福岡県公安委員会告示第165号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成30年6月26日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

施設警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成30年11月6日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 検定申請手続等

##### (1) 受付期間

平成30年10月9日（火）から同年10月11日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

##### (2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

##### (3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

#### (4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

## 雑 報

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2273回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 250,000,000円<br>1組10万通 25組     |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                        |
| 4 発 売 期 間              | 平成30年10月3日から<br>平成30年10月16日まで  |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 105,750,000円           |
| 6 委 託 対 象 事 務          | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 25,528,230円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 17,325,000円            |
| 9 受 託 申 請 期 限          | 平成30年7月10日                     |

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請



されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2274回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 300,000,000円<br>150万通          |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成30年10月10日から<br>平成30年10月30日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 135,000,000円           |
| 6 委 託 対 象 事 務          | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,384,480円  |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 19,680,000円            |
| 9 受 託 申 請 期 限          | 平成30年7月10日                     |

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2275回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 700,000,000円<br>1組10万通 35組     |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成30年10月24日から<br>平成30年11月6日まで  |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 315,900,000円           |
| 6 委 託 対 象 事 務          | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,132,912円  |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 45,010,000円            |
| 9 受 託 申 請 期 限          | 平成30年7月10日                     |

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 1 名 称      | 第2276回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円<br>150万通          |
| 3 証 票 金 額  | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間  | 平成30年10月31日から<br>平成30年11月20日まで |

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円  
9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2277回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 200,000,000円  
100万通  
3 証 票 金 額 1 枚 200円  
4 発 売 期 間 平成30年11月14日から  
平成30年11月27日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 90,000,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 18,179,640円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 13,120,000円

- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2278回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 200,000,000円  
100万通  
3 証 票 金 額 1 枚 200円  
4 発 売 期 間 平成30年11月21日から  
平成30年12月4日まで  
5 当せん金の総額 発売総額に対し 90,000,000円  
6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 18,257,400円  
8 その他発売経費 発売総額に対し 13,120,000円  
9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日  
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2279回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成30年11月28日から  
平成30年12月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,400,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,321,032円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,325,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日  
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2280回西日本宝くじ

- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年12月5日から  
平成30年12月18日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日  
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2281回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年12月12日から  
平成30年12月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,529,920円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,240,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2282回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年12月19日から  
平成31年1月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,640,800円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,800,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2283回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,700,000,000円  
1組10万通 85組
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成30年12月22日から  
平成31年1月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 760,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 152,767,512円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 109,310,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2284回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
  - 3 証票金額 1枚 100円
  - 4 発売期間 平成31年1月9日から  
平成31年1月22日まで
  - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104,900,000円
  - 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
  - 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,310,232円
  - 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,325,000円
  - 9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2285回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 200,000,000円

100万通

- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成31年1月9日から  
平成31年1月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 90,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 18,273,600円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 13,120,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2286回西日本宝くじ
  - 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
1組10万通 35組
  - 3 証票金額 1枚 200円
  - 4 発売期間 平成31年1月16日から  
平成31年1月29日まで
  - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 305,400,000円
  - 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務



## の事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,227,412円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 45,010,000円

## 9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

## 1 名称 第2287回西日本宝くじ

## 2 発売総額及び通数 300,000,000円

150万通

## 3 証券金額 1枚 200円

## 4 発売期間 平成31年1月23日から

平成31年2月5日まで

## 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円

## 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,384,480円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円

## 9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

## 1 名称 第2288回西日本宝くじ

## 2 発売総額及び通数 300,000,000円

150万通

## 3 証券金額 1枚 200円

## 4 発売期間 平成31年2月6日から

平成31年2月19日まで

## 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円

## 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円

## 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円

## 9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2289回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成31年2月13日から  
平成31年2月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 120,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 30,468,852円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 20,790,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2290回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円  
1組10万通 35組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年2月20日から  
平成31年3月5日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 315,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 63,303,012円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 45,010,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2291回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成31年2月20日から  
平成31年3月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,640,800円

8 その他発売経費 発売総額に対し 32,800,000円

9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2292回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成31年3月6日から

平成31年3月19日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 105,540,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,417,260円

8 その他発売経費 発売総額に対し 17,325,000円

9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2293回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成31年3月13日から

平成31年3月31日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 262,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

## 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,952,372円

8 その他発売経費 発売総額に対し 38,580,000円

9 受託申請期限 平成30年7月10日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成30年6月26日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2294回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成31年3月13日から  
平成31年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,410,400円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,680,000円
- 9 受託申請期限 平成30年7月10日